

**被扶養者認定申請時添付書類一覧表**

提出先 在職の方：事業所健保事務担当者  
任意継続の方：京三製作所健康保険組合

提出していただく書類 ◎印：必須 ○印：該当時 空欄：不要		申請対象者の続柄						
		同居・別居を問わない人				同居が条件の人		
		配偶者	子・孫および兄弟姉妹			実父母 祖父母	義父母 義祖父母	その他三親等内親族
高校生以下 (高校生は全日制 高校生のみ)	学生 (全日制高校 生以外)		学生以外					
(1) 状況確認書類	扶養状況確認書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	住民票（世帯全員、続柄入り、3カ月以内に発行されたもの） ※続柄が確認できない場合は戸籍謄本	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	直近の所得（課税・非課税）証明書（全件表示で金額の表示があるもの※非課税証明書の場合でも必ず金額の表示があるもの）	◎		◎	◎	◎	◎	
(2) 収入の確認書類（該当する書類が必要となります）								
子が扶養者で配偶者が当健康保険組合ではない方		配偶者の直近の所得（課税・非課税）証明書		○	○	○		
退職した方	雇用保険未加入者	退職証明書（写）（入社日、退職日がわかるもの） 直近の給与明細書（写）	○		○	○	○	
		受給資格なし	○		○	○	○	
		受給放棄	○		○	○	○	
		受給予定	○		○	○	○	
		受給延長	○		○	○	○	
		受給終了	○		○	○	○	
		受給中 (扶養基準内金額)	○		○	○	○	
パート・アルバイトなどの収入がある方		直近3カ月の給与明細書（写）	○	○	○	○	○	
各種年金・恩給受給者の方		最新の振込通知書（写）（注意2）	○		○	○	○	
健康保険の傷病手当金、出産手当金、労災保険の給付金を受給の方		手当金や給付金の受給額が確認できる書類（支給決定通知書、振込通知書等）	○		○	○	○	
自営/個人事業収入のある方		直近の確定申告書（写）および収支内訳書または損益計算書（写）※税務署受付印のあるもの(e-Taxで確定申告をされた方は、「受信通信データ」と「申告データ」を提出してください。)	○		○	○	○	
その他の収入のある方 (注意1)		直近の確定申告書（写）および収支内訳書または損益計算書（写）※税務署受付印のあるもの(e-Taxで確定申告をされた方は、「受信通信データ」と「申告データ」を提出してください。)	○		○	○	○	
自営/個人事業を廃業した方		廃業証明書（写）	○		○	○	○	
別居の方		送金証明書（金融機関の振込票（写）または通帳3カ月分（写） ※下限6万円もしくは扶養者の収入以上の送金 ※会社都合の単身赴任の場合：赴任日、赴任地が記載された社報の（写） ※進学の場合：在学証明書、住民票を異動していない場合は賃貸契約書（写）	○	○	○	○	対象外 対象外	

**確認事項**

1. 〈写〉となっていない書類は「原本」での提出となります
2. 書類に不足または不備な点がある場合は、再度または追加の書類の提出を求められることがあります。
3. 該当する項目すべての書類の提出が必要となります。
4. 個人番号（マイナンバー）の記載のある場合、黒く塗り潰してからご提出ください。
5. 収入がない方で退職後ひと月以上経過してからの申請には、「収入現況確認書」が必要です。事業所事務担当者の方にお申し出ください。
6. 被保険者より扶養義務の高い方（父母・兄姉）が被保険者の資格がある場合、その方の収入確認書類の提出が必要となる場合があります。
7. 健康保険組合では、提出された書類を審査して認定の判断をします。書類を提出したことで無条件で被扶養者に認定されるものではありません。
8. 認定対象者の状況によりこれまでに加入していた健康保険組合の資格喪失証明書が必要になる場合があります。

(注意1) 株式配当、預貯金利子、不動産賃貸料等実質的に継続的な収入と認められるもの

(注意2) または最新の年金証書（写）または年金裁定通知書（写）、年金額改定通知書、これから受給する場合は「年金見込額照会回答票」（写）